

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月2日

【会社名】 養命酒製造株式会社

【英訳名】 YOMEISHU SEIZO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 塩澤 太朗

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区南平台町16番25号

【電話番号】 03(3462)8111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員コーポレート本部長 斉藤 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区南平台町16番25号

【電話番号】 03(3462)8111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員コーポレート本部長 斉藤 隆

【縦覧に供する場所】 養命酒製造株式会社 大阪支店
(大阪市福島区福島6丁目2番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

平成30年6月28日の当社第100回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金40円

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 250,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 250,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、現行定款第28条の一部を変更するものであります。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条第1項を新設することとし、これに伴い、現行定款第6条(自己の株式の取得)を削除するものであります。

(4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。また、その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、川村昌平、塩澤太朗、田中英雄、神林敬、大森勉及び斉藤隆の6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、笠原孟、鈴木茂夫及び野崎知の3氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額280百万円以内(うち社外取締役分は18百万円以内)とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額72百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、業績連動型株式報酬制度に係る現在の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員に対して、各事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じて、株式報酬を支給するための報酬枠を改めて設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%) (注)4
第1号議案 剰余金の処分の件	107,802	3,147	0	(注)1	可決 93.60
第2号議案 定款一部変更の件	106,420	4,539	0	(注)2	可決 92.40
第3号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）6名選任の件					
川村 昌平	106,100	4,859	0	(注)3	可決 92.13
塩澤 太朗	106,305	4,654	0		可決 92.30
田中 英雄	107,080	3,879	0		可決 92.98
神林 敬	107,088	3,871	0		可決 92.98
大森 勉	107,088	3,871	0		可決 92.98
斉藤 隆	107,088	3,871	0		可決 92.98
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
笠原 孟	106,772	4,187	0	(注)3	可決 92.71
鈴木 茂夫	106,004	4,955	0		可決 92.04
野崎 知	107,191	3,768	0		可決 93.07
第5号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）の報酬額設定 の件	108,702	2,257	0	(注)1	可決 94.38
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	110,644	315	0	(注)1	可決 96.07
第7号議案 取締役等に対する業 績連動型株式報酬等 の額及び内容改定の 件	106,203	4,756	0	(注)1	可決 92.21

- (注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成
4 賛成割合の計算方法
当該株主総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の割合

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権を合計したことにより各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上